

## 人と同乗するサービスロボットの運用が可能なエレベータの実証試験ガイドライン

本書は、人と同乗するサービスロボットの運用が可能なエレベータについて、ロボットの製作メーカーに於いて実施する実証試験の実施要領に関して考慮すべきガイドラインを纏めたものである。

解説＝人と同乗するサービスロボットの運用が可能なエレベータについての検査指針は発行されている。（日本ロボット工業会HP参照）しかし、実証試験については未だに行われていない実情を踏まえ、本資料では製造メーカー社内試験などで守るべきガイドラインを策定したものである。

### （1）実証試験の責任

実証試験に必要な安全処置等は製作メーカーが責任を持つこと。

解説＝実証試験に関するリスクアセスメントは製作メーカーが実施し、必要な安全処置等は責任を持って製作メーカーが行うこと。

### （2）実証試験の監視

実証試験中には常時一人以上の安全監視員を置くこと。監視員はサービスロボットの非常停止処置が即時に取れる状態で実証試験を監視すること。

解説＝実証試験の期間中、想定外も含み、あらゆる状況に対応するためには常時監視員が即応できる体制にて試験を行うこと。

### （3）電源遮断機能の設置

試験に供するサービスロボットには、非常時に電源を即時に遮断できる機能を設けること。

解説＝実証試験中のあらゆる事態があっても安全に停止できる非常処置を確保すること。

### （4）エレベータのタイプ

実証試験に供するエレベータはロボットの周囲に余裕（スペース）が採れるタイプのものを推奨する。

解説＝人と同乗することを考えた場合、人に対する安全を確保するためには同乗したロボットの周囲にスペースが確保出来ることが望ましい。

（5）本ガイドラインについては、試験進捗や開発動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。